

公共職業訓練をやむを得ない理由により欠席した場合の手当の支給について
- 厚生労働省に対し改善をアッセン -

＜中国四国管区行政評価局のヒアリング結果等を踏まえたアッセンの概要＞

以下の行政相談を受け、中国四国管区行政評価局においてヒアリングした結果、公共職業訓練生に対する基本手当等の支給について、公平性を確保する観点から、全国の公共職業安定所で判断が分かれぬ方法を示すよう、厚生労働省に対しアッセンしました。

行政相談要旨

私は、総務・経理の職種の公共職業訓練を受講している。求人票の職種欄に一般事務と記載された事業所の就職試験を受けるため公共職業訓練を欠席したところ、訓練職種に関連した就職試験とは認められず、手当が不支給となったことに納得できない。

制度の概要

- 公共職業訓練生には基本手当及び通所手当が支給されるが、公共職業訓練を欠席した場合は、天災その他「やむを得ない理由」があるときを除き支給されない。
- 「やむを得ない理由」については、業務取扱要領で、疾病、負傷、親族の忌引等のほか、「訓練職種に関連した就職試験、求人者との面接等」が該当するとされている。

ヒアリング結果の概要 ※2労働局・4公共職業安定所をヒアリング

- 「訓練職種に関連した就職試験、求人者との面接等」に該当するかどうかの具体的な判断方法が示されていない。
- ヒアリングした公共職業安定所では、就職試験等に係る求人票の職業分類番号と、訓練職種に係る職業分類番号とを突合し、「訓練職種に関連し」ているかどうかを判断している。
- 求人票には、仕事内容に対応する職業分類番号の全ては記載されていない例がある。
- 労働局によって公共職業訓練の訓練科目に対する訓練職種に係る職業分類番号の設定が異なっている。

アッセン要旨

- ① 訓練職種と就職試験の職種との関連性の判断が統一的なものになるよう、雇用保険に関する業務取扱要領を改正すること。
- ② 訓練科目に対する訓練職種を設定した表を作成する場合は、公共職業安定所間で判断に差が生じないように、都道府県等と連携し、都道府県労働局において可能な限り網羅的に設定・作成すること。

(本件の問合せ先)

総務省 行政評価局 行政相談管理官室

電話：03-5253-5111 (代表)